

福井県農業再生協議会規約

| | |
|---------------|---------------|
| 平成16年 3月29日制定 | 平成17年 5月31日改正 |
| 平成19年 4月18日改正 | 平成20年 4月17日改正 |
| 平成20年12月 9日改正 | 平成21年 4月15日改正 |
| 平成21年 6月19日改正 | 平成21年10月21日改正 |
| 平成22年 4月23日改正 | 平成22年 6月17日改正 |
| 平成23年 4月 1日改正 | 平成23年 5月23日改正 |
| 平成23年 9月14日改正 | 平成23年12月21日改正 |
| 平成25年 3月 5日改正 | 平成25年 3月27日改正 |
| 平成26年 2月28日改正 | 平成27年 2月 5日改正 |
| 平成27年 4月 9日改正 | 平成28年 4月 1日改正 |
| 平成29年 4月 1日改正 | 平成29年 6月 1日改正 |
| 平成30年12月 7日改正 | 令和 2年 5月29日改正 |
| 令和 2年12月 9日改正 | 令和 3年 6月 2日改正 |
| 令和 4年 5月27日改正 | 令和 4年12月 9日改正 |
| 令和 5年 7月14日改正 | |

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、福井県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務局)

第2条 県協議会は、主たる事務局を福井市大手3丁目2－1（福井ビル5階）に置く。

(目的)

第3条 県協議会は、経営所得安定対策等の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築を図るとともに、米・麦・大豆等の生産振興や米の需給調整の推進、担い手の育成・確保及び農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用など農地の有効利用、園芸の導入拡大、地域資源を活かした中山間地の活性化等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策等の推進に関すること。
- (2) 米の需給調整に関すること。
- (3) 米の生産振興、消費拡大に関すること。
- (4) 麦・大豆等戦略作物の生産振興に関すること。
- (5) 担い手の育成対策に関すること。
- (6) 耕作放棄地の再生利用に関すること。
- (7) 収入減少影響緩和対策に係る農業者の積立金の管理の実施に関すること。
- (8) その他県協議会の目的を達成するために必要なこと。

第2章 会員等

(県協議会の会員)

第5条 県協議会は次に掲げる役職にある者をもって構成する。

J A福井県五連 会長

一般社団法人福井県農業会議 会長

福井県農林水産部 部長

J A福井県五連 副会長

福井県農業協同組合中央会 専務理事

福井県信用農業協同組合連合会 代表理事 理事長

福井県経済農業協同組合連合会 常務理事

福井県農業協同組合 代表理事組合長

福井県農業協同組合 常務理事

越前たけふ農業協同組合 代表理事組合長

公益社団法人ふくい農林水産支援センター 理事長

福井県市長会 事務局長

福井県町村会 事務局長

福井県農業共済組合 業務担当理事

福井県土地改良事業団体連合会 専務理事

日本政策金融公庫福井支店農林水産事業 事業統轄

2 県協議会には、会員の他にオブザーバーを置くことができる。

(届出)

第6条 会員は、その役職の名称又は、役職の所属する組織の所在地に変更があったとき、若しくは、異動等により交代した時は、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名

(3) 監事 2名

2 第1項の役員は第5条第1項の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は県協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して県協議会の業務を総理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

- 第9条 役員の任期は、2年とする。
- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

- 第10条 役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の解任)

- 第11条 県協議会は、役員が県協議会の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、県協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員の報酬)

- 第12条 役員は、無給とする。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

- 第13条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 総会の議長は、会長が行なうものとする。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
- (3) 会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

- 第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長はその請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知してしなければならない。
- 3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

- 第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 会員は、総会において、各1個の表決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可

否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、議決に加わる権利を有しない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるものほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定・変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画に関すること。
- (5) その他県協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の表決権の3分2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 県協議会規約の変更
- (2) 県協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催前に県協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人1名以上が署名捺印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数、出席会員数及び出席会員の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 3 議事録は、事務局に備え付けておかなければならない。

第5章 事務局等

(事務局)

第20条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局の構成は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 福井県

- (2) 一般社団法人福井県農業会議
 - (3) 福井県農業協同組合中央会
 - (4) 福井県経済農業協同組合連合会
- 3 県協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。また、必要に応じて事務局次長を置くことができる。
- 4 事務局長および事務局次長は、会長が任命する。
- 5 事務局長は、業務を総括して会務を処理する。
- 6 事務局次長は、事務局長に事故あるときはその職務を代理する。
- 7 事務局長の業務を補佐するため各事業の区分ごとに事務局長補佐を置く。
- 8 事務局長補佐は、事務処理規程で定める。

(業務の執行)

第21条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるものほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) その他会長が特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第22条 県協議会は、主たる事務所に、経営所得安定対策等推進事業実施要綱、交付要綱及びこの規約で別に定めるものほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名等を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条の各号の規程に基づく書類及び帳簿

第6章 会計

(事業年度)

第23条 県協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資金)

第24条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金
- (2) 収入減少影響緩和対策積立金管理費
- (3) 水田農業構造改革対策推進事業費補助金
- (4) 肥料価格高騰対策事業費補助金
- (5) 稲作農業の体質強化総合対策事業費補助金
- (6) その他の収入

(資金の取扱い)

第25条 県協議会の資金は、資金の種類ごとに区分経理することとし、その取扱方法は業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第26条 県協議会の事務に要する経費は、第24条各号に掲げる資金からの収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第27条 総会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならぬ。

(監査等)

第28条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項の書類及び監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第29条 会長は、第27条に掲げる書類及び前条第1項に掲げる書類について、総会の議決を得た後、北陸農政局 福井県拠点 地方参事官に提出しなければならない。

第7章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

第30条 この規約及び第21条各号に掲げる規程に変更があった場合、県協議会は、遅滞なく北陸農政局 福井県拠点 地方参事官に届け出なければならない。

(事業終了後の場合の残余財産の処分)

第31条 県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産がある場合、国費相当額については、実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより国に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第8章 雜則

(細則)

第32条 この規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成16年3月29日から施行する。